

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
附 則 (施行期日)			附 則 (施行期日)		
1 [略] (着陸料等の減免の特例)			1 [略] (着陸料等の減免の特例)		
2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。			2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。		
航空機	期 間	額	航空機	期 間	額
1 平成22年1月1日から平成34年3月31日までの間（以下「適用期間」という。）において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が新たに花巻空港と本邦内の他の地点との間に定めた路線（以下「新規路線」という。）を、同法第107条の2第1項に規定する運航計画（以下「運航計画」という。）に定めるところにより一定の日時により航行する航空機（2の項の規定の適用を受けるものを除く。）	[略]		1 平成22年1月1日から令和4年3月31日までの間（以下「適用期間」という。）において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が新たに花巻空港と本邦内の他の地点との間に定めた路線（以下「新規路線」という。）を、同法第107条の2第1項に規定する運航計画（以下「運航計画」という。）に定めるところにより一定の日時により航行する航空機（2の項の規定の適用を受けるものを除く。）	[略]	
2 平成24年12月31日（新規路線にあっては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（新規路	[略]		2 平成24年12月31日（新規路線にあっては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を平成25年1月1日（新規路	[略]	

線にあつては、路線を定めた日の翌日) から平成34年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの

[略]

4 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であつて航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 34年3月 31日まで の間	[略]
5 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校の修学旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 34年3月 31日まで の間	[略]
6 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であつて航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から平成 34年3月 31日まで の間	[略]

3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であつて航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から平成 34年3月 31日まで の間	[略]
2 学校教育法第1条の学校の修学	平成25年	[略]

線にあつては、路線を定めた日の翌日) から令和4年3月31日までの間において増加することとした花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を、運航計画に定めるところにより一定の日時により航行する航空機のうち、当該増加分に相当する運航に係るもの

[略]

4 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であつて航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで の間	[略]
5 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校の修学旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで の間	[略]
6 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であつて航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送しているもの	平成25年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで の間	[略]

3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と別に定める本邦外の地点との間において航行する航空機であつて航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送していないもの	平成25年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで の間	[略]
2 学校教育法第1条の学校の修学	平成25年	[略]

旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送していないもの	4月1日から平成34年3月31日までの間	
3 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であって航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送していないもの	平成25年4月1日から平成34年3月31日までの間	[略]

旅行において専らその旅客を運送する目的で航空運送事業者が運航する航空機のうち、当該旅客を運送していないもの	4月1日から令和4年3月31日までの間	
3 国際民間航空条約の附属書14に定める翼幅52メートル以上の航空機であって航空運送事業者が運航するもののうち、旅客を運送していないもの	平成25年4月1日から令和4年3月31日までの間	[略]

4 次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものの着陸が令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に実施された場合には、当該航空機の着陸料については、附則第2項の規定は適用しない。この場合において、当該航空機の着陸料については、第12条第2項の規定にかかわらず、条例第17条の規定に基づき、基準額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	額
1 附則第2項の表の1の項の左欄に掲げる航空機	基準額に150分の139を乗じて得た額（当該航空機の着陸が路線を定めた日から起算して3年の期間に実施された場合に限る。）
2 附則第2項の表の2の項の左欄に掲げる航空機	当該航空機の着陸が運行回数の増加の日から起算して3年の期間に実施された場合にあつては基準額に150分の139を乗じて得た額、当該3年の期間を超え、かつ、6年を超えない期間に実施された場合にあつては基準額に40分の29を乗じて得た額
3 附則第2項の表の1の項及び2の項の左欄に掲げる航空機のいずれにも該当しない航空機で花巻空港と本邦内の他の地点との間の路線を運航計画	基準額に20分の9を乗じて得た額

<u>に定めるところにより一</u> <u>定の日時により航行する</u> <u>もの</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の花巻空港管理条例施行規則附則第4項の規定は、令和2年10月1日以後に着陸を実施した航空機に係る着陸料について適用する。